

非自発的失業者に係る国民健康保険料等の軽減届について(ご案内)

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当面の間、郵送による届出を原則としています。
非自発的失業者の国民健康保険料等の軽減届の届出についても、臨時的運用として郵送でお受けします。

<届出の方法>

1 郵送による届出 (別世帯の方による届出は不可)

- 必要なもの
- 1 非自発的失業者に係る国民健康保険料等の軽減届(中野区のホームページからダウンロードすることができます。ダウンロード又は印刷ができない場合は、下記までご連絡ください。届書の用紙をお送りします。)
 - 2 雇用保険受給資格者証両面の写し(公共職業安定所(ハローワーク)が作成し、雇用保険の受給権者に発行するものです。本人が申請し、受給資格が得られないと発行されません。)
 - 3 本人確認(マイナンバーの確認及び身元確認)ができるものの写し(①及び②)
①本人確認書類(運転免許証、パスポート、在留カード等)の写し
②マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等)の写し(注記)
(世帯主の方と軽減対象者の確認書類をお願いいたします。)
注記 他の書類が全て揃っていて不備等が無いときは、②のマイナンバー確認書類は無くてもお受けします。
- ご注意事項
- 1 原則として証明書等は返却しません。
 - 2 書類に不備等があるときは、手続を進められないため書類一式を返送することがあります。
 - 3 郵送による場合は、なるべく **簡易書留郵便** 又は **特定記録郵便** にしてください。

2 窓口での届出

必要な書類等は「1 郵送による届出」と同じです。

ただし、**窓口での届出の場合、雇用保険受給資格者証や本人確認書類等は「写し」ではなく「原本」をご提出ください。**なお、本人確認書類等は必要に応じ写しをとります。

◇ 中野区役所2階5番窓口へ、平日の午前8時30分から午後5時までの間にお越しください。
〒164-8501 中野区中野4-8-1 中野区役所(2階5番窓口)
中野区国民健康保険 (中野区 保険医療課 資格賦課係) 電話 03-3228-5511~2(直通)